

京都市久世ふれあいセンター条例の一部を改正する条例（平成19年3月27日京都市
条例第45号）（中央図書館図書課）

京都市久世ふれあいセンターの利用者の拡大を図るため、同センターの図書施設の
開所時間を次のとおり変更することとしました。

改 正 前	改 正 後
午前10時から午後5時まで	午前10時から午後5時まで。ただし、月曜日及び木曜日（これらの日が国民の祝日に関する法律に規定する休日にかかる場合を除く。）は、午前10時から午後7時まで

この条例は、平成19年4月23日から施行することとしました。

京都市久世ふれあいセンター条例の一部を改正する条例を公布する。

平成19年3月27日

京都市長 榊本頼兼

京都市条例第45号

京都市久世ふれあいセンター条例の一部を改正する条例

京都市久世ふれあいセンター条例の一部を次のように改正する。

別表第1 図書施設の項中「午前10時から午後5時まで」を「午前10時から午後5時まで。ただし、月曜日及び木曜日(これらの日が休日に当たる場合を除く。)は、午前10時から午後7時まで」に改める。

附 則

この条例は、平成19年4月23日から施行する。

(中央図書館図書課)